



令和6年10月分（12月支給）の 児童手当より、法改正が行われます！



対象年齢の引上げ

支給対象年齢：
中学生年代（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童

支給対象年齢：
高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童

所得制限の撤廃

所得によっては、
特例給付（一律5,000円/人）または
非該当（所得超過により支給なし）

所得に関わらず、**全員児童手当**
（特例給付・非該当の廃止）

多子加算増額 & カウント対象年齢の引上げ

小学生年代以下の第3子以降の子
月額15,000円/人

高校生年代以下の第3子以降の子
月額**30,000円/人**

第3子の考え方：
高校生年代までの養育している
児童から数えて、3番目の児童

第3子の考え方：
大学生年代*までの養育している
子から数えて、3番目の児童

*大学生年代については、条件がありますので、裏面の注意事項をよくご確認ください。

支給月の変更

2月, 6月, 10月（年3回）に支給

偶数月（年6回）に支給

以下の方は、期限内に手続きが必要です

高校生以下の児童を養育している方で、

①所得超過や15歳の年齢到達により、手当を受給していない方

②多子加算があり、かつ、大学生年代の子を養育している方

※公務員の方は、法改正後も各職場からの支給になりますので、

手続き及びお問合せは、勤務先にてお願いします。

〈例〉パターンA 令和6年11月分の児童手当を2人分受給中

第1子:大学生

第2子:高校生

第3子:中学生

上記②に該当するため、手続きが必要。

手続きすれば、第3子について加算があるため、手当額が増額する。

パターンB 令和6年11月分の児童手当を1人分受給中

第1子:大学生

第2子:中学生

多子加算はないため、手続不要。法改正による手当額の改定なし。

パターンC 所得超過により令和6年11月分の児童手当を受給していない

第1子:中学生

第2子:小学生

第3子:未就学児

上記①(所得超過)に該当するため、手続きが必要。第3子について加算もある。



申請期間

令和7年3月31日（必着）

初回の支給日は、
順次審査完了後です

法改正による申請分は、10月分から遡って支給します。

現在児童手当を受給している人で、上記②に該当し、申請により
差額が生じる場合も、10月分から未払分を支給します。

申請方法

申請前に市ホームページの
ご確認をお願いします！

市ホームページ



- ・市子育て支援課宛に必要な書類を郵送
- ・各コミュニティセンターまたは市子育て支援課に提出
(各様式は、窓口にある他、ホームページにも掲載中)

※注意事項※

- ・大学生年代とは、子が就職しているかどうかを問わず、「22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子（生年月日が平成14年4月2日以後の子）」です。
- ・大学生年代の子を多子加算のカウント対象とするためには、監護相当の世話を行っていることと生計費の負担をしていることが必要です。確認書の提出に加え、証明書類を求める場合があります。
- ・所得制限が撤廃された後も、児童の養育者（父母など）のうち、生計を維持する程度が高い者（原則、所得が高い方）が手当の請求者（受給者）となります。
- ・令和6年10月31日までに書類を提出していただき、認定が下りた方は、令和6年11月25日付で認定通知または額改定通知を発送済みです。ご確認をお願いします。